第九号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第3項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期(自　　年　月　日　至　年　月　日)
【会社名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(2)【提出会社の定款等に規定する制度】

2【外国為替管理制度】

3【課税上の取扱い】

4【法律意見】

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

2【沿革】

3【事業の内容】

4【関係会社の状況】

5【従業員の状況】

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

3【事業等のリスク】

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

5【経営上の重要な契約等】

6【研究開発活動】

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

2【主要な設備の状況】

3【設備の新設、除却等の計画】

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)

②【発行済株式】

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計	―		―	―

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (　年　月　日から　年　月　日まで)	第　　期 (　年　月　日から　年　月　日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		

当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	―	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	―	
当該期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	―	

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高　(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)

(4)【所有者別状況】

(5)【大株主の状況】　　年　　月　　日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)

計	―		

2【配当政策】

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(2)【役員の状況】

(3)【監査の状況】

(4)【役員の報酬等】

(5)【株式の保有状況】

第6【経理の状況】

1【財務書類】

2【主な資産・負債及び収支の内容】

3【その他】

4【最近の財務書類】

第7【外国為替相場の推移】

1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

回次					
決算年月					
最高(円)					
最低(円)					
平均(円)					
期末(円)					

2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別						
最高(円)						
最低(円)						
平均(円)						

3【最近日の為替相場】

円(　年　月　日)

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

2【その他の参考情報】

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

(1)　「第5　提出会社の状況」の「1　株式等の状況」の「(2)　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」については、第八号様式に準じて記載すること。

(2)　「第6　経理の状況」の「4　最近の財務書類」については、当事業年度の前4事業年度及び当事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあっては当事業年度の前9事業年度及び当事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち「1　財務書類」に記載したもの以外のものを、第七号様式記載上の注意(52)に準じて掲げること。

ただし、「1　財務書類」において当事業年度の前2事業年度及び当事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることを要しない。